

貸借対照表注記（第97期）

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 3年～50年
 - 動産 3年～20年
 - その他 5年～20年
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認めた額を計上しております。
- 破綻懸念先の債務者で未保全額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと未保全額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、経営管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は989百万円であります。
6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. (1) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
- なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理
- 数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理。
- また、当事業年度末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を超過しているため、前払年金費用（203百万円）を計上しております。
- (2) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）
- | | |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,680,937百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,770,192百万円 |
| 差引額 | △ 89,255百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月31日現在）
- | |
|---------|
| 0.4085% |
|---------|
- ③ 補足説明 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金79百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出しの額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 眠眼預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
10. 携帯損失引当金は、信用保証会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取扱等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の国外為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として一時点に収益を認識しております。資金庫やインターネットバンキングにかかる固定利用料等については履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
12. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- (1) 貸倒引当金 1,663百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。
主要な仮定は、「不動産市況の見通し」および「自己査定基準に基づいた債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
そのため、営業エアにおける不動産市況および債務者の収益環境が大幅に変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 繰延税金資産 171百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積ってあります。当該見積りは、将来の不確定な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額2百万円
14. 有形固定資産の減価償却累計額5,835百万円
15. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸賃貸借契約によるものに限る。）であります。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,553百万円
危険債権額 7,212百万円
三月以上延滞債権額 1百万円
貸出条件緩和債権額 2,347百万円
合計額 11,113百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従つた債権の元本の回収及び利息の受け取れない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
16. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、649百万円であります。

17. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|------|-----------|
| 定期預金 | 13,000百万円 |
| 有価証券 | 24,458百万円 |
- 担保資産に対応する債務
借用金 29,546百万円

上記のほか、為替決済、日銀歳入代理店等の取引の担保として、定期預金30,000百万円及び有価証券1,453百万円を差し入れております。

18. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額による税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿額の合計額との差額 △120百万円

19. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は199百万円であります。

20. 出資1口当たりの純資産額 258円88銭

21. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会及びリスク管理委員会を設置し、資産及び負債の総合的管理をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であります。一方、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、融資関連諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常務会を開催し、審議・報告を行っております。
- ② 有価証券の発行体の信用リスクに関する事項
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ③ 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、リスク管理委員会によって金利の変動リスクを管理しております。
市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、VaR分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
このうち、総合企画部では、市場運用商品（投資信託・株式）の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、市場環境や財務状況など継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は経営管理部を通じ、常務会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当該事業年度末において、上方バラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合は1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は、12,243百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
そのため、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- なお、金利リスク以外の價格変動リスク・為替リスク・市場信用リスクについては、重要性が乏しいことから記載を省略しております。
- ④ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALM委員会及びリスク管理委員会で、適時に資金管理を行はるか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- ⑤ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、有価証券の一部、貸出金、預金積金、借用金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
22. 金融商品の時価等に関する事項
令和6年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。また、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照。
なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
(単位:百万円)
- | | 貸借対照表上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|---------|---------|---------|
| (1) 預け金 (※) | 188,218 | 188,452 | 234 |
| (2) 有価証券 (※) | 83,651 | 83,626 | △ 24 |
| 満期保有目的の債券 | 19,940 | 19,915 | △ 24 |
| その他有価証券 | 63,711 | 63,711 | — |
| (3) 貸出金 (※) | 364,232 | 364,232 | △ 1,663 |
| 貸倒引当金 | 362,569 | 366,576 | 4,006 |
| 金融資産計 | 634,440 | 638,655 | 4,215 |
| (1) 預金積金 (※) | 593,535 | 592,877 | △ 657 |
| (2) 借用金 (※) | 29,546 | 29,507 | △ 39 |
| 金融負債計 | 623,082 | 622,384 | △ 697 |

(※) 預け金、有価証券の一部、貸出金、預金積金、借用金の「時価」については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

預金に関する指標

1. 預金科目別残高

	令和4年度		令和5年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	283,030	48.4	295,092	49.7
当座預金	8,414	1.4	9,950	1.7
普通預金	268,796	46.0	279,164	47.1
貯蓄預金	2,775	0.5	2,664	0.4
通知預金	600	0.1	541	0.1
別段預金	2,217	0.4	2,554	0.4
納税準備預金	225	0.0	217	0.0
定期性預金	301,391	51.6	298,442	50.3
定期預金	291,812	50.0	289,718	48.8
定期積金	9,578	1.6	8,723	1.5
その他の預金	—	—	—	—
小計	584,421	100.0	593,535	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	584,421	100.0	593,535	100.0

2. 預金積金及び譲渡性預金平均残高

	令和4年度	令和5年度
流動性預金	294,174	297,696
うち有利息預金	247,777	250,978
定期性預金	315,753	309,646
うち固定金利定期預金	315,741	309,634
うち変動金利定期預金	12	12
その他の	1,764	1,777
小計	611,692	609,121
譲渡性預金	10,097	2,852
合計	621,789	611,973

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 定期預金残高

	令和4年度	令和5年度
定期預金	291,812	289,718
固定金利定期預金	291,795	289,704
変動金利定期預金	12	10
その他	5	4

お客様旅行「春の伊豆旅 観音温泉 1泊2日」



1班(令和6年3月5日)



2班(令和6年3月6日)



3班(令和6年3月13日)

貸出金等に関する指標

1. 貸出金科目別残高

	令和4年度		令和5年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	625	0.2	649	0.2
手形貸付	3,452	1.0	3,504	1.0
証書貸付	353,864	97.8	356,560	97.8
当座貸越	3,594	1.0	3,517	1.0
合計	361,536	100.0	364,232	100.0

2. 貸出金平均残高

	令和4年度	令和5年度
	(単位:百万円)	(単位:百万円)
割引手形	678	669
手形貸付	3,640	3,664
証書貸付	354,124	356,034
当座貸越	3,247	3,264
合計	361,690	363,632

3. 固定金利・変動金利の区分ごとの貸出金残高

	令和4年度	令和5年度
	(単位:百万円)	(単位:百万円)
貸出金	361,536	364,232
固定金利	120,195	114,834
変動金利	241,341	249,398

4. 貸出金使途別残高

	令和4年度		令和5年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	237,097	66.0	238,677	65.5
運転資金	124,439	34.0	125,555	34.5
合計	361,536	100.0	364,232	100.0

5. 住宅ローン・消費者ローンの貸出金残高

	令和4年度	令和5年度
	(単位:百万円)	(単位:百万円)
住宅ローン	70,399	71,393
消費者ローン	14,374	14,131

(注) 消費者ローンには、カードローンが含まれます。

6. 貸出金の担保別内訳

	令和4年度	令和5年度
	(単位:百万円)	(単位:百万円)
当金庫預金積金	3,070	2,952
有価証券	105	101
動産	—	—
不動産	109,971	107,568
その他	—	—
小計	113,147	110,622
信用保証協会等	102,107	97,926
保証	60,614	63,522
信用	85,668	92,160
合計	361,536	364,232

7. 貸出金業種別内訳

業種区分	令和4年度			令和5年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	393	9,696	2.7	375	8,723	2.4
農業、林業	3	32	0.0	3	72	0.0
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、探石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,201	27,188	7.5	1,196	24,127	6.6
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	51	714	0.2	55	710	0.2
運輸業、郵便業	168	4,971	1.4	168	4,881	1.3
卸売業、小売業	869	20,798	5.8	849	19,405	5.3
金融業、保険業	15	4,901	1.4	13	5,917	1.6
不動産業	1,334	127,897	35.4	1,353	130,828	36.0
物品販賣業	13	912	0.2	15	824	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	83	1,497	0.4	84	1,397	0.4
宿泊業	8	238	0.1	8	219	0.1
飲食業	441	7,732	2.1	427	8,059	2.2
生活関連サービス業、娯楽業	259	5,106	1.4	247	4,780	1.3
教育、学習支援業	43	1,330	0.4	42	954	0.3
医療、福祉	139	2,511	0.7	138	2,315	0.6
その他のサービス	569	12,429	3.4	581	12,189	3.4
小計	5,589	227,960	63.1	5,554	225,408	61.9
国・地方公共団体等	10	31,897	8.8	10	35,250	9.7
個人	12,243	101,678	28.1	11,857	103,573	28.4
合計	17,842	361,536	100.0	17,421	364,232	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

8. 債務保証見返の担保別内訳

	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
当金庫預金積金	6		8	
不動産	38		34	
小計	44		42	
信用保証協会・信用保険	0		0	
保証	—		—	
信用	5		0	
合計	50		43	

9. 貸倒引当金

	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
一般貸倒引当金	591	△65	288	△303
個別貸倒引当金	1,442	△90	1,375	△67
合計	2,033	△156	1,663	△370

10. 貸出金償却

	令和4年度		令和5年度	
	貸出金償却額		貸出金償却額	
	24,082		6,254	

企業版ふるさと納税 贈呈式



野田市(令和6年2月27日)

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

区分	令和4年度		令和5年度	
	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,752		1,553	
危険債権	7,510		7,212	
要管理債権	2,337		2,348	
三月以上延滞債権	19		1	
貸出条件緩和債権	2,318		2,347	
小計(A)	11,600		11,113	
保全額(B)	10,701		10,222	
個別貸倒引当金(C)	1,442		1,374	
一般貸倒引当金(D)	85		80	
担保・保証等(E)	9,173		8,767	
保全率(B)/(A)(%)	92.25		91.98	
引当率((C)+(D))/((A)-(E))(%)	62.97		62.01	
正常債権(F)	350,391		353,643	
総与信残高(A)+(F)	361,991		364,757	

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の取りができない可能性の高い債権で、 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当た額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外債為替、その他資産（その未収利息及び仮払金並びに債務保証引当の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸買借契約によるものに限る。））です。

企業版ふるさと納税 贈呈式



我孫子市(令和6年3月4日)



松戸市(令和6年3月8日)



流山市(令和6年3月15日)



船橋市(令和6年3月25日)

自己資本の充実の状況等

1. 自己資本の構成に関する開示事項

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	26,162	27,147
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,556	15,392
うち、利益剰余金の額	10,671	11,839
うち、外部流出予定額(△)	55	53
うち、上記以外に該当するものの額	△9	△31
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	704	406
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	704	406
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	31	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	26,898	27,553
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	67	72
うち、のれんに係るものとの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	67	72
繰延税金資産(一時差異に係るもの除外。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	127	147
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	195	219
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	26,702	27,334
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	266,749	276,816
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△732	—
うち、他の金融機関等向けエクスボージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	692	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	13,011	13,445
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	279,760	290,262
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	9.54%	9.41%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

			令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計				
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボージャー	266,749	10,669	276,816	11,072
現金	267,603	10,704	276,553	11,062
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行等向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10	0	10	0
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	46,409	1,856	38,985	1,559
法人等向け	40,537	1,621	50,375	2,015
中小企業等向け及び個人向け	47,784	1,911	49,721	1,988
抵当権付住宅ローン	18,754	750	17,832	713
不動産取得等事業向け	79,475	3,179	83,196	3,327
三月以上延滞等	613	24	671	26
取立て未済手形	39	1	87	3
信用保証協会等による保証付	3,157	126	3,370	134
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等のエクスボージャー	3,649	145	3,361	134
重要な出資のエクスボージャー	3,649	145	3,361	134
上記以外	27,130	1,085	28,900	1,156
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー	4,810	192	2,433	97
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスボージャー	2,657	106	4,539	181
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー	892	35	837	33
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスボージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスボージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスボージャー	18,768	750	21,090	843
② 証券化エクスボージャー				
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー				
75	3	263	10	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	75	3	263	10
ルック・スルー方式	75	3	263	10
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
495	19	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャー				
△1,425	△57	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
—	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスボージャー				
0	0	0	0	0
ロ. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
13,011	520	13,445	537	
八. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)				
279,760	11,190	290,262	11,610	

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット × 4%

2. 「エクスボージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しております。

<オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額 × 4%

